

愛南町総合アプリ構築業務及び保守運用業務実施要領

1 目的

この要領は、愛南町総合アプリ構築業務及び保守運用業務(以下「業務」という。)を委託するに当たり、業務履行能力及び企画提案に優れた者をプロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するための手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

愛南町総合アプリ構築業務及び保守運用業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

なお、仕様書に記載がない事項で委託業務の遂行上必要と認める事項がある場合は、提案書に含めること。

(3) 履行期間

令和8年度業務に係る履行期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月19日までとする。ただし、その期間内に委託業務が終了した場合は、契約締結日の翌日からその終了日までを履行期間とする。

(4) 提案限度価格

令和8年度業務に係る提案限度価格は、金32,609,500円(消費税及び地方消費税含む。)とする。

3 プロポーザル実施に当たっての基本的事項

(1) プロポーザルの実施に当たっては、特定会議を設置し、審査を行う。

(2) プロポーザルの審査は、2段階とする。

ア 一次審査では、参加表明書類を提出した者の中から、書類審査により3～5者程度を選定する。

イ 二次審査では、一次審査で選定された者からのプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、最良の提案をした者(以下「最優秀事業者」という。)及び次点の者を選定する。

4 特定会議の構成及び審査方法等

特定会議の構成及び審査方法等は、別に定める「愛南町総合アプリ構築業務及び保守運用業務公募型プロポーザル方式特定会議設置要領」による。

5 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 日本国内での同種・類似業務の実績を1件以上有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人及びその代表者において、事業所の所在する市町村での市町村税及び消費税並びに地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 愛南町建設工事等入札参加資格停止措置要領(平成19年愛南町告示第29号)による入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (7) 愛南町暴力団排除条例(平成23年愛南町条例第13号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でない者又はそれらに関与していない者であること。
- (8) 本業務の遂行に必要な業務経験等を有した者を配置させることができる者であること。

6 担当所属・書類提出先

〒798-4341 愛媛県南宇和郡愛南町蓮乗寺 473 番地

愛南町消防本部 防災対策課 防災対策係

電話：0895-72-0131 FAX：0895-73-1119

E-mail：bosaitaisaku@town.ainan.ehime.jp

7 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

ただし、特別な事情により実施期間又は期日に変更となる場合は、改めて連絡することとする。

区分	内容	実施期間又は期日
一次審査	実施要領等の配布(公告)	令和8年4月17日(金)
	質問書の提出	令和8年4月17日(金)から 令和8年4月27日(月)まで
	質問書に対する回答	令和8年4月30日(木)
	参加表明書等の提出	令和8年4月17日(金)から 令和8年5月8日(金)まで
	書類審査	令和8年5月11日(月)から 令和8年5月13日(水)まで
	審査結果の通知	令和8年5月14日(木)

区分	内容	実施期間又は期日
二次審査	企画提案書等の提出依頼	令和8年5月14日(木)
	企画提案書の提出	令和8年5月18日(月)から 令和8年6月5日(金)まで
	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年6月15日(月)
	特定結果の通知及び公表	令和8年6月19日(金)

8 本業務において使用する様式

- (1) 参加表明書(様式第1号)
- (2) 法人概要(様式第2号)
- (3) 業務実績(様式第3号)
- (4) 予定配置者調書(様式第4号)
- (5) 企画提案書(表紙)(様式第5号)
- (6) 提案価格書(様式第6号)
- (7) 参考見積書1(様式第7-1号)
- (8) 参考見積書2(様式第7-2号)
- (9) 質問書(様式第8号)

9 質問及び回答

本業務に関する質問については、質問書(様式第8号)を次の方法により提出すること。

なお、質問に対する回答は、令和8年4月30日(木)に町ホームページにて行う。ただし、質問の内容によって本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(1) 提出期限

令和8年4月27日(月)午後5時

※ 質問の内容を確認するため町から問い合わせることがある。

(2) 提出方法

第6項に記載したアドレス宛に電子メールにて提出すること。

また、電子メールのタイトルに「プロポーザル質問書(法人名)」の文字を入力すること。

10 参加表明手続及び審査通知

本プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、参加表明書類を次の方法により提出すること。

なお、期限までに参加表明書類を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

提出書類	様式等	提出部数等
参加表明書類	参加表明書(様式第1号)	原本1部 (クリップ止め)
	法人概要(様式第2号)	
	業務実績(様式第3号)	
	予定配置者調書(様式第4号)	
	法人登記簿謄本又は住民票	

(2) 参加表明書類に関する留意事項

ア 様式規格はA4規格・縦のみとし、A3規格の折込みは不可とする。

イ 文字サイズは10pt以上とすること。

ウ 各種様式の記載は、次のとおりとすること。

参加表明書	・参加希望者の必要事項を記載し、押印すること。
法人概要	・法人名、所在地等必要事項を記載すること。 ・企業概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等の資料があれば提出すること。
業務実績	・参加希望者の、令和3年4月1日から令和8年3月31日までに実施した同種業務実績について記載すること。 ・業務実績は元請として履行したものを対象とすること。 ・記載した業務実績の全てについて、業務の履行が確認できる資料を提出すること。
予定配置者調書	・管理技術者の業務実績等について、簡潔に記載すること。 ・保有資格がある場合は、当該資格が確認できる資料を提出すること。
法人登記簿謄本又は住民票	・提出日より3か月以内に発行された法人登記簿謄本又は住民票を提出すること。

(3) 提出場所

第6項に記載した場所

(4) 提出方法

持参又は郵送(当日必着)

(5) 提出期限

令和8年5月8日(金)午後5時

(6) 参加資格審査及び通知

全ての参加希望者に対して、参加資格確認の結果(提案要請書又は非選定通知書のいずれか)を令和8年5月14日(木)までに発送する。

(7) その他

参加表明書等の提出に関し、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加表明書等に虚偽の記載があった場合

イ 本要領に示した参加表明書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 参加表明書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ アからウまでに定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

11 企画提案書の提出

企画提案については、企画提案書を次の方法により提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

様式第5号を表紙とし、原本1部(クリップ留め)、写し6部(左側2箇所ホッチキス留め)を提出すること。

イ 提案価格書

原本1部を提出すること。

ウ 参考見積書

原本1部を提出すること。

(2) 企画提案書の記載に関する留意事項

ア 様式規格はA4規格・縦とし、A3規格の折込みは可とする。

イ 文字サイズは10pt以上とすること。

ウ 図、絵、写真等の使用は可とする。

エ 企画提案書には、参加者を特定できる名称を表示しないこと。

オ 企画提案書の内容

以下の5テーマについての提案を、テーマ毎に簡潔に記載すること。

必須課題1 防災情報伝達基盤の構築
本業務の中核機能である防災情報の発信設計について、また、必須機能である防災行政無線との連携について、技術的な確実性・実績信頼性を示すこと
必須課題2 町政情報・生活サービスの一元的発信とUI/UX設計
防災情報だけでなく、住民が「毎日使いたい」と思えるアプリにするための情報発信設計と使いやすさについて示すこと
必須課題3 セキュリティ・安定稼働・保守運用体制
防災情報を扱うシステムとして、「落ちない・漏れない・届く」を保証する体制について示すこと
必須課題4 愛南町の現状認識とアプリ導入による解決構想
本町の地域特性・課題を正確に理解し、どのように課題を解決するかその構想

について示すこと

加点課題5 愛南町ならではの独自提案・IP告知端末代替手段

必須機能を超えた「愛南町ならではの付加価値」と、「IP告知端末（戸別受信機）の代替手段の模索」という町の行政課題に対する解決策を示すこと

(3) 提案価格書に関する留意事項

- ア 提案価格書については、業務仕様書及び企画提案書に記載された全ての業務の見積金額(税込)及び算定内訳を記載すること。
- イ 参考見積書1(様式第7-1号)については、IP告知端末の代替手段にかかる見積金額(税込)及び算定内訳を記載すること。
- ウ 参考見積書2(様式第7-2号)については、翌年度以降の保守業務にかかる見積金額(税込)及び算定内訳を記載すること。
- エ 算定内訳は、人件費及びその他経費を単価・数量が分かるように記載すること。

(4) 提出場所

第6項に記載した場所

(5) 提出方法

持参又は郵送(当日必着)

(6) 提出期限

令和8年6月5日(金)午後5時

12 プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書提出後、参加者からの企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、採点を行わない。

(1) 日時

令和8年6月15日(月)(※詳細な時間等は、別途通知する。)

(2) 場所

愛南町役場(本庁)3階 大会議室

(3) 時間構成

1者30分以内(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内)

(4) 留意事項

- ア パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。その際、プロジェクター及びスクリーンは町で用意するが、パソコン、ケーブル等その他必要な機器は各自で用意すること(事前に連絡をすること。)
- イ 画像の投影を行う場合は、参加者を特定できる名称を表示してはならないこと。
- ウ 参加者については、管理技術者は必須とし、人数の上限は3名とすること(パ

ソコン操作員含む。)

エ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行う。

オ プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法等については、決定次第、二次審査の企画提案書を提出した者に別途通知する。

13 企画提案審査・結果通知

(1) 審査に当たっては、庁内に設置する「愛南町総合アプリ構築業務及び保守運用業務公募型プロポーザル方式特定会議」において、企画提案書を提出した者の中から評価の合計点が最上位である者を一者特定し、最優秀事業者とする。なお、最上位である者が二者以上あるときは、当該特定会議にて協議の上、一者を特定するものとする。

(2) 審査の結果は、全ての参加者に対して書面により通知する。また、結果通知日翌営業日に、下記項目について愛南町ホームページにて公表するとともに、第6項の担当所属において閲覧に供するものとする。

ア 最優秀事業者の名称、総合点及び選定理由

イ 参加者の名称及び総合点

※ 参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で別々に標記する。

※ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

(3) 企画提案における評価項目、評価基準及び評価割合は以下のとおりとする。

○一次審査

評価項目	評価基準及び評価の視点	配点	項目計
業務信頼性	同種業務の実績等から、参加希望者は本業務の実施遂行能力があるか	30点	30点
取組体制	本業務を遂行するための組織体制（人員配置・役割分担）が十分であるか	10点	20点
	配置予定管理技術者について、十分な実績・能力があるか	10点	
合 計		50点	

○二次審査

評価項目	評価基準及び評価の視点	配点	項目計
業務信頼性	一次審査の結果×0.4	20点	20点
取組意欲	業務の趣旨を理解し、積極的に取り組む姿勢があるか	10点	10点
企画提案内容	必須課題1 防災情報伝達基盤の構築 本業務の中核機能である防災行政無線との連携について、技術的な確実性・実績・信頼性を示すこと	20点	60点 (+加点 20点)

	必須課題2 町政情報・生活サービスの一元的発信とUI/UX設計 防災情報だけでなく、住民が「毎日使いたい」と思えるアプリにするための情報発信設計と使いやすさについて示すこと	15点	
	必須課題3 セキュリティ・安定稼働・保守運用体制 防災情報を扱うシステムとして、「落ちない・漏れない・届く」を保証する体制について示すこと	10点	
	必須課題4 愛南町の現状認識とアプリ導入による解決構想 本町の地域特性・課題を正確に理解し、どのように課題を解決するかその構想について示すこと	15点	
	加点課題5 愛南町ならではの独自提案・IP告知端末代替手段 必須機能を超えた「愛南町ならではの付加価値」と、「IP告知端末（戸別受信機）の代替手段の模索」という町の行政課題に対する解決策を示すこと	加点 20点	
提案価格	十分な業務実施体制を確立した上での見積金額となっているか	10点	10点
合 計		100点(+加点20点)	

14 業務内容の事前打合せ及び契約

必要に応じて、町は最優秀事業者と業務内容について協議し、契約を締結するための仕様書等の調整を行い、その仕様書等に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最優秀事業者が契約の締結を拒否した場合、前項の企画提案審査における次順位の事業者を最優秀事業者とみなす。

15 その他留意事項

- (1) 二次審査の参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 企画提案書の作成及びヒアリング参加に要した費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書及び見積書等は、返却しないものとする。
- (4) 本企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。

- (5) 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。また、参加表明書に記載した配置予定の管理技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、町と協議の上、了解を得なければならない。
- (6) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、町が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。